

平成27年7月定例教育委員会議事録		
1 招集日時	平成27年7月23日(木) 午前9時00分	
2 招集場所	文化センター 旧教育長室	
3 出席委員	教育長 栗林 正樹 1番委員 藤井 義男 2番委員 大竹 峰行 3番委員 平賀 優子 4番委員 水戸 勘十	
4 欠席委員	なし	
5 説明のため出席した者	・学校教育課長 佐藤 豊 ・生涯学習課長 梅原 喜美 ・主幹兼指導主事 川上 一美	
6 本会の書記	教育総務係 福田 敦子	
7 開会	午前9時00分	
8 議事議案	議事日程に入ります。 栗林教育長は、議事日程を書記に朗読させる。 日程第1 前回会議録の承認 日程第2 報告事項 1 教育長報告 2 各課長報告 日程第3 議案審議 報告第14号 専決処分の承認を求めることについて (専決第35号 区域外就学の承諾について) 報告第15号 専決処分の承認を求めることについて (専決第36号 入学を指定された小学校の変更申し立てについて) 議案第63号 矢吹町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱 議案第64号 矢吹町特色ある子ども教育推進事業交付金の交付決定について 議案第65号 平成28年度使用教科書図書採択について 日程第4 その他	
9 会期	栗林教育長 全 員 栗林教育長	会期を本日1日としたいのですがご異議ありませんか。 異議なし。 ご異議なしと認め、会期を本日1日と決定いたします。
10 前回会議録の承認	栗林教育長 全委員	前回の会議録の内容について、ご異議ありませんか。 異議なしで承認する。
11 職務報告	栗林教育長 栗林教育長 佐藤課長 栗林教育長 梅原課長	日程第2報告事項に移ります。 1 教育長報告について説明をいたします。(内容別紙) 1 小中学校の状況 (1) 各種大会における活躍 (2) 小中学校児童生徒の状況 2 少年の主張大会 3 その他 続いて、2各課長報告について説明を求めます。 佐藤学校教育課長説明。(7月、8月報告、内容別紙) 1 組織機構改革 2 台風11号に対する対応 3 小・中学校町バス利用基準及び幼稚園バス利用基準 続いて、生涯学習課長の報告をお願いします。 梅原生涯学習課長説明。(7月、8月報告、内容別紙) 1 矢吹町総合型地域スポーツクラブ設立に向けて
12 報告に関する主な質疑	栗林教育長 平賀委員 栗林教育長	報告が終わりました。 質疑を受け付けます。 中学校の生徒の状況ですが、夜間に何人ほど登校されているのですか。 生徒が3人ほどおります。

	平賀委員 栗林教育長	先生がいて指導されるのですか。 夏場であれば、7、8時頃から子どもたちが帰ってから行いますので、先生方も9、10時くらいまでおります。職員室で、あるいは校長室で行います。 その他質疑がありませんので、報告事項については終了します。
13議案審議	栗林教育長 福田書記 栗林教育長 佐藤課長 栗林教育長 水戸委員 佐藤課長 栗林教育長 栗林教育長 福田書記 栗林教育長 佐藤課長 栗林教育長 栗林教育長 福田書記 栗林教育長 佐藤課長 栗林教育長 福田書記 栗林教育長 佐藤課長	<p>続きまして日程第3議案審議に入ります。 それでは、報告第14号を朗読願います。 報告第14号 専決処分の承認を求めることについてを朗読する。 報告第14号について説明願います。 区域外就学の承諾一覧により説明。 質疑を求めます。 今矢吹の人口が減ってきていますが、こういった転居をしても子どもを矢吹町に残してくれることはとてもありがたいです。プライバシーもありますが、矢吹を出る理由というのは何だろうと素朴に思います。そのような所は教育委員会事務局としてどのように考えていますか。 異動届けを見て把握はしております。内容を見ますと、ほとんどが親の仕事の都合であります。 これから子ども子育てについて、町で施策を充実をすることで人口の増加に繋がりたいと考えております。 その他ありますか。(異議なし) なければ報告第14号は承認いたします。 続きまして、報告第15号を朗読願います。 報告第15号 専決処分の承認を求めることについてを朗読する。 報告第15号について説明願います。 入学を指定された学校の変更申し立て一覧により説明。 質疑を求めます。(異議なし) なければ報告第15号は承認いたします。 続きまして、議案第63号を朗読願います。 議案第63号 矢吹町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を朗読する。 議案第63号について説明願います。 新旧対照表により説明をさせていただきます。 現在、矢吹町には私立幼稚園はございません。旧聖和幼稚園は、今年4月より新制度で認定こども園になっているので、ここの括りからは外れます。矢吹の子もが町外の私立幼稚園に通った場合に補助金を出すための要綱になっております。今該当が2園ありまして、郡山市と鏡石町の幼稚園になります。 年額の補助限度額につきましては、国の方からで、毎年示されております。 質疑を求めます。(異議なし) なければ議案63号は可決決定いたします。 続きまして、議案第64号について説明願います。 議案第64号 矢吹町特色ある子ども教育推進事業交付金の交付決定についてを朗読する。 議案第64号について説明願います。 特色ある子ども教育推進事業交付金交付申請一覧により説明。 以前、矢吹小学校と中畑小学校についてはご報告したところであります。 三神小学校に今回計画書を挙げていただきました。 事業の目的は、矢吹町子ども読書100選の充実を図りたいと提案が出されました。 事業期間は、7月24日から来年の3月まで取り組みたいとのこととございました。 事業費の総額は200,000円となります。図書購入費として、矢吹町子ども読書100選関連本の購入で156,754円となります。 子ども達が取り組む中で読書スタンプラリーを行う内容で、用紙とシール一式</p>

	水戸委員 佐藤課長 栗林教育長	<p>が計上されており、6,742円であります。</p> <p>これらにつきまして、特色ある子ども推進事業に交付してよろしいか審議をお願いしたいと思います。</p> <p>中学校もこの事業に該当するのですか。</p> <p>はい。該当となります。</p> <p>その他ありますか。（異議なし）</p> <p>なければ議案64号は可決決定いたします。</p> <p>以上で日程第3議案審議を終わります。</p>
14 その他	栗林教育長 川上指導主事 栗林教育長 藤井委員 佐藤課長 水戸委員 梅原課長 栗林教育長 栗林教育長 栗林教育長	<p>日程第4その他に入ります。</p> <p>川上指導主事をお願いします。</p> <p>川上指導主事説明。（内容別紙）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育長による学校・園訪問について 2 夏期講習会の実施について 3 町教育講演会について 4 つなぐ教育（これまでの取組）について 5 文部科学省委託学校図書館活性化事業（これまでの取組）について 6 通学路安全点検（合同現場点検）について 7 平成27年度地球温暖化防止のための福島議定書事業について <p>次回の定例教育委員会の日程調整をお願いします。</p> <p>8月の定例会は調整の結果、8月28日金曜日午後1時30分から予定します。</p> <p>続いて、9月定例会日程調整をお願いします。</p> <p>議会はいつまでですか。</p> <p>議会は9月14日に終わります。</p> <p>25日か29日どちらかでしょうか。</p> <p>議案等の準備がございますので、29日がよろしいかと思えます。</p> <p>では29日午後1時30分からお願いをいたします。</p> <p>できれば学校訪問もお願いしたいと思いますので、時間については調整をします。</p> <p>その他の事項で他にありませんでしょうか。</p> <p>他になければ一旦休憩に入ります。</p>
	栗林教育長	<p>再開します。</p> <p>議案第65号 平成28年度使用教科用図書の採択について</p> <p>平成28年度使用教科用図書採択についての協議の資料をご覧ください。</p> <p>2 教科用図書採択の制度等については、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律・同施行規則の一部改正・同一部改正省令等については、それぞれ改正されました。 (2) 採択に係る改正の概要として3点ございます。①採択地区協議会は規約の定めにより指名する委員によって組織する。これは、東西しらかわで採択地区協議会を作るといったことです。②西白河と東白川の協議会代表ということで現在は、西は白河市、東は埴町の委員長です。それから、各市町村の教育長、PTA代表、小中学校代表からなる組織となります。 ③採択後の公表は、採択地区協議会の議事録・教育委員会の議事録等を積極的に公表することとなりました。ただし、誰がどういう意見を述べたかについての氏名の公表は適切な判断が必要であります。東西しらかわの採択地区協議会では、委員名は公表しないこととなりました。発言者についても非公開となります。 <p>3 平成28年度使用教科用図書採択については、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 小学校用教科用図書の採択は、昨年採択していただきました。26年度から4年間は同一教科書を採択することになっています。 (2) 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書推薦絵本の採択について説明。 (3) 中学校用教科用図書の採択は、今年度新たに採択していただいて、4年間

	<p>栗林教育長</p> <p>栗林教育長 栗林教育長</p> <p>栗林教育長</p> <p>栗林教育長 教育委員 栗林教育長 教育委員 栗林教育長</p> <p>教育委員</p> <p>栗林教育長 栗林教育長</p> <p>栗林教育長</p> <p>栗林教育長 栗林教育長 栗林教育長</p>	<p>同一教科書となります。</p> <p>○ 教科用図書の採択については、教科用図書無償措置に関する法律の第13条の4号、5号について説明。</p> <p>○ 同一教科用図書を採択する期間については、第14条により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とするとなっています。</p> <p>○ 学校教育法附則第9条に基づく一般図書については、教科用図書を使用することが困難な児童生徒に対して、絵本等を教科用図書として使用できるということでございます。</p> <p>次の資料をご覧ください。小学校の平成28年度使用教科用図書一覧表になります。これは26年度に採択をして、今年度実際に使用しているものでございます。同一のものを使うことになっておりますので28年度もこのようになります。ご確認をいただいて御意見をいただきたいと思っております。</p> <p>次に学校教育法附則第9条に基づく一般図書についての説明。</p> <p>質疑を求めます。（異議なし）</p> <p>なければ学校教育法附則第9条に基づく一般図書については可決決定いたします。</p> <p>次に中学校の教科用図書採択についてです。冊子のをご覧ください。</p> <p>国語から説明。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>調査員全員がこれにしましょうと最終的にはなるのですか。</p> <p>調査員は各教科ごとです。</p> <p>では、採択はどのような形で決まるのですか。</p> <p>調査員というのは、国語・社会が6名、数学・理科が4名、英語・音楽・美術・技術・家庭・保健が2名となっています。それぞれの代表から採択地区協議会に報告をします。質問や意見交換の上、多数決で決定されます。</p> <p>その他に参考になっているのが、白河市図書館で教科書展示会を行っておりまして、そこで意見のある人を書いてもらって、その意見も参考にしています。</p> <p>今回家庭科は出版会社を替えられましたが、そういったことはあまりないのですか。</p> <p>調査員の報告は同じ教科書というものが多く、そのほかはありませんでした。</p> <p>採択地区協議会で質問があったことを紹介いたします。</p> <p>小学校の算数は、26年度と27年度が替わりました。</p> <p>それで、小学校と中学校は同じものが良いのではないかという意見もありました。しかし、中学校は検討した結果、採択した教科書が良いということになりました。</p> <p>その他ありますか。（異議なし）</p> <p>なければ中学校の教科書は一括可決決定といたします。</p> <p>今後の日程について説明。</p> <p>その他質疑、ご意見はございませんか。（異議なし）</p> <p>なければ以上をもちまして7月定例会を終了します。</p>
15 閉会	午前11時50分	